

山口県報

平成27年
7月17日
(金曜日)

目次

- 規則
住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(市町課).....一
- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....二
道路の供用の開始(道路整備課).....二
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事の完了(道路整備課).....二
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
- 選管告示
政治団体の名称等.....四
政治団体の異動事項.....四
解散等に係る政治団体の名称等.....五
資金管理団体の異動事項.....五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....五
- 公安委公告
契約の締結.....五



住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年山口県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に、「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第二項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に、「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第二条第二項」に、「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第三十四条の第二項」を「第三十条の三十九第二項」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第五条とする。

別記第一号様式を削り、別記第一号様式中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第30条の40」を「第30条の35」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式の表中「第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式の表中「第34条の2」を「第30条の39」に、「第30条の43第4項」を「前条第4項」に、「事務所又は」を「事務所若しくは」に、「関係人に」を「関係人の請求があつたときは」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

附則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。



山口県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 北中山岩国線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市美和町田ノ口字岩の下三二八の五地先から同市美和町田ノ口字原垣内三六八の一 địa先まで	最狭 一・九・三	最広 六・一・九	二二六・〇	二二六・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
北中山岩国線	岩国市美和町田ノ口字岩の下三二八の五地先から同市美和町田ノ口字原垣内三六八の一 địa先まで	平成二十七年七月十八日

山口県告示第二百五十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

市 名	路線名	工 事 完 了 区 間	工 事 類 の 種 別	工 事 の 完 了 日 月
周南市	市道 秋字明巢山線	周南市大字高瀬字亥ノ迫一六三二の三地先から同市同大字字広こり九一八の一 địa先まで	道路改良	平成二十七年七月十八日



(二二二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年八月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 まなびデザインラボ
代 表 者 の 氏 名 本田 篤嗣
- 三 主たる事務所の所在地
周南市福川一丁目一五番二二号
定款に記載された目的
大人及び子ども全般に対し、学習プログラム及びキャリア教育プログラムを提供

し、学びを通じて、地域創生、教育、人材育成、雇用創出など、地域社会全般に貢献すること。

(二二三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年八月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二一

代 表 者 の 氏 名 辻 正二

主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三五番地の二

(二二四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年八月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ポラーノやまぐち

代 表 者 の 氏 名 山田 好章

主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一四三七番地の四

(二二五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人全日本杖道連盟

代 表 者 の 氏 名 甲斐 国征

主たる事務所の所在地 東京都世田谷区船橋七丁目二六番二号

(二二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年三月三日山口県公告(六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求めらる。



山口県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年七月十七日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(届年月日)
えびすや昭彦後援会	戎屋 昭彦	戎屋千賀子	美祿市大鏡町東分/55の3		平成27、6、22

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年七月十七日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(届年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県L Pオス支部	会計責任者	河本 英一	内山 一好	平成27、6、2
自由民主党山口県看護連盟支部	代表者	長谷川京子	福永タツ子	〃 〃 26
自由民主党山口県支部連合会	〃	柳居 俊学	岸 信夫	〃 〃 25
		二木 健治	新谷 和彦	
自由民主党山口県全管協ちんたい支部	代表者	園田 匡克	原 孝	〃 〃 〃

自由民主党理容支部	〃	吉永 和義	角野 悦雄	〃 〃 11
民主党山口県総支部連合会	〃	西嶋 裕作	平岡 秀夫	〃 〃 3
	会計責任者	小田村克彦	西嶋 裕作	
民主党山口県第1区総支部	代表者	西嶋 裕作	平岡 秀夫	〃 〃 10
民主党山口県第2区総支部	〃	〃	〃	〃 〃 〃
民主党山口県第4区総支部	〃	〃	〃	〃 〃 〃
青山会	会計責任者	板垣 聡	國本 宏治	〃 〃 5
全国L Pオス政治連盟山口県支部	〃	河本 英一	内山 一好	〃 〃 2
たかせ利也後援会	事務所	下関市豊浦町大字川棚53/5の1	下関市豊浦町大字川棚54/37	〃 〃 5
たかむら勉君を育てる会	代表者	諸木 保彦	原田 知一	〃 〃 〃
	会計責任者	板垣 聡	國本 宏治	
やすしの会	事務所	防府市千日2丁目/5番20号	岩国市櫛町3丁目/4番6号	〃 〃 〃
山口県看護連盟	代表者	長谷川京子	福永タツ子	〃 〃 26
山口県柔道整復師連盟	会計責任者	安達 勇人	山下 泉	〃 〃 3
山口県中小企業政治連盟	〃	寺田 徹郎	石川 克己	〃 〃 24
山口県土地家屋調査士政治連盟	〃	大來 博康	益田 正規	〃 〃 4
山口県理容政治連盟	代表者	吉永 和義	角野 悦雄	〃 〃 11
山下憲章後援会	事務所	宇部市小松原町/丁目4番/8号	宇部市西本町2丁目9番21号	〃 〃 9
	代表者	渡辺 靖志	稲田由紀美	
渡辺やすし後援会	事務所	防府市千日2丁目/5番20号	岩国市櫛町3丁目/4番6号	〃 〃 5

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県山口市第四支部	末貞伴治郎	岩井 学	山口市名田島7の1	平成27、5、31
末貞伴治郎後援会	富田 正朗	原田日出男	〃 秋徳西3323	〃 〃 〃
税理士による平岡秀夫後援会	小泉 潔	小泉 潔	岩国市山手町1丁目10番24号	〃 6、10
そうぞうの会	伊賀並繁樹	國本 宏治	防府市お茶屋町4番44号	平成26、12、31
とことん防府	松浦 正人	馬野 昭彦	〃 千口2丁目6番6号	平成27、6、15
山口政経研究会	末貞伴治郎	原田日出男	山口市秋徳西337の4	〃 5、31

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
				新	旧	
渡辺 靖志	山口県議会議員	やすしの会	防府市千口2丁目15番20号	岩国市橋町3丁目14番6号		平成27、6、6

山口県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
末貞伴治郎	山口県議会議員	山口政経研究会	山口市秋徳西337の4	平成27、6、15



公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通信号灯器 一七〇〇台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十七年六月四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇
- 六 落札金額
四千八百四十万二百円

七 入札公告日

平成二十七年四月二十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

平成二十七年七月十七日発行

発行所

山口県知事庁